

平成 2 7 年 1 2 月

鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会会議録

平成 2 7 年 1 2 月 1 日 開会

平成 2 7 年 1 2 月 1 日 閉会

鈴鹿亀山地区広域連合議会

## 鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会会議録

平成27年12月1日鈴鹿市議会第1委員会室において鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会を開く。

### 1 出席議員

1番 明石 孝利	2番 永戸 孝之
3番 平畑 武	4番 今岡 翔平
5番 池上 茂樹	6番 中崎 孝彦
7番 森 喜代造	
9番 板倉 操	10番 石田 秀三
11番 福沢 美由紀	12番 大西 克美

### 1 欠席議員

8番 豊田 恵理

### 1 出席者の職氏名

広域連合長	末松 則子
副広域連合長	櫻井 義之
事務局長	佐藤 隆一
総務課長	辻村 俊孝
介護保険課長	北川 晴英
総務課副参事	江藤 大輔
総務課主幹兼 鈴鹿亀山消費生活センター所長	中川 勝規
介護保険課主幹兼管理グループリーダー	平田 千尋
介護保険課主幹兼認定グループリーダー	草川 正富
介護保険課主幹兼給付グループリーダー	伊藤 貴子
総務課主幹	岡村 智子

### 1 議会書記

総務課主査 岡野 辰徳

---

### 1 会議の事件

日程 第1 会議録署名議員の指名について

日程 第2 会期の決定について

日程 第3 諸般の報告

日程 第4 議案第19号 平成27年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正  
予算（第2号）

---

午後 15 時 57 分 開会

○議長（大西克美 議員）

みなさん、こんにちは。定刻前でございますけども、定数が揃ってまいりますので、今から開催いたします。

それでは、平成27年12月鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会を開会いたしま

す。ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、議会は成立しております。本日の議事日程は、過日、送付いたしましたとおりでございますので、御了承をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第35条の規定により議長において、池上茂樹議員、森喜代造議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(大西克美 議員)

異議なしの多数の声でございました。異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、諸般の報告をいたします。本日の出席者の職氏名を一覧表にして、お手元に配布しておきましたから、御了承願います。次に、例月出納検査の結果を、お手元に配布しておきましたから、御了承を願います。

それでは、議案に入りたいと思っております。日程第4、議案第19号平成27年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算(第2号)の説明を求めます。

○議長(大西克美 議員)

広域連合長。

○広域連合長(末松則子 さん)

本日は、鈴鹿亀山地区広域連合議会12月臨時会をお願いをいたしましたところ、議員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、私の公務の都合で、当初の予定の時間より大分変更をしていただきましたことに、まずもって御礼を申し上げたいと思っております。皆様方の深い御理解に本当に感謝を申し上げたいと思っております。遅い時間からの開会になりましたことについておわび申し上げます。本当にありがとうございました。

それでは、本臨時会に提出をいたしました議案について御説明を申し上げます。なお、私のほうから概略を説明をさせていただき、詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、御了承賜りたいと存じます。

議案第 19 号，平成 27 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について御説明をいたします。補正予算書 1 ページをお開きください。第 1 条で，歳入歳出それぞれ 1,040 万 5,000 円 を追加し，補正後の総額を 1 億 3,235 万 6,000 円 にしようとするものでございます。補正の内容は社会保障・税番号制度，いわゆるマイナンバー制度の施行に伴い，機器の導入及びシステムの構築を行うための環境整備費用でございます。一部事務組合及び広域連合における環境整備の概要が国から示されたことにより，本広域連合においてもシステム構築に向け整備を行っていく必要があることから増額補正を計上するものでございます。財源の一部は，国庫補助金により賄うこととしております。

以上，議案第 19 号の説明とさせていただきます。御審議のほど，よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大西克美 議員）

総務課長。

○総務課長（辻村俊孝）

それでは，議案第 19 号，平成 27 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては，先ほどの連合長の提案説明のとおり，社会保障・税番号制度の施行に伴い，本広域連合におきましても，マイナンバーによる連携を行うためのシステム構築など環境整備を行う必要があり，このほど国より広域連合や一部事務組合における整備の概要が示されましたことから，これを受け，整備を行うための関連経費について，補正をお願いするものでございます。恐れ入りますが，予算関係の議案書，補正予算に関する説明書 10 ページ・11 ページをお開き願います。

まず，歳入でございますが，第 1 款分担金及び負担金，第 1 項負担金，第 1 目市負担金 208 万 3,000 円の減額は，社会保障・税番号制度施行に伴う関連機器等の環境整備に対し，国庫補助金が見込まれることとなりましたことから，一般財源である鈴鹿市，亀山市からの整備に対する負担金を減額するものでございます。第 2 款国庫支出金，第 2 項国庫補助金，第 1 目総務費国庫補助金 1,320 万 8,000 円の増額は，整備に伴う財源として，国からの社会保障・税番号制度システム整備費補助金を計上したものでございます。めくっていただきまして，12・13 ページをごらんください。歳出についてでございますが，第 2 款総務費，第 1 項総務管理費，第 1 目一般管理費 1,040 万 5,000 円の増額は，社会保障・税番号制度施行に伴う，本広域連合における関連機器等の環境整備について，このほど国から示された整備概要に基づき整備を行うため，当初見込み額に対

しまして、不足する委託料など事務費を増額計上するものでございます。

以上が、議案第 19 号平成 27 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第 2 号）の補足説明でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大西克美 議員）

議案第 19 号の説明は終わりました。これより質疑に入ります。議案質疑に当たりましては、一問一答形式で、質疑時間は、答弁を含め 30 分以内ですので、厳守していただきますようお願いいたします。なお、議案質疑でございますので、質疑に当たっては自己の意見を述べることなく、また、質疑の範囲が議題外にわたることのないよう、特にお願いを申し上げます。事前に通告をいただいている方はおられません。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長（大西克美 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀議員

数点確認をさせていただきます。番号法関連機器等の環境整備という言い方だったのですが、最初に具体的にどういう内容なのか、もう少し詳しく聞かせてください。

○議長（大西克美 議員）

総務課長。

○総務課長（辻村俊孝）

今回、どのような環境整備を行うかという御質問と存じます。マイナンバーによります情報のやり取りを行うにおきましては、国が設置をいたします情報提供ネットワークシステムを仲介する符号管理や情報照会、または、情報提供等の機能を有する中間サーバーに接続する必要があるとございます。このことから広域連合におきましても、既存のシステム、例えば、介護保険システムで管理する宛名情報を統一的に管理する、さらに団体内で広域連合内で個人を特定する番号を各個人に新たに付番するといった宛名サーバー、団体内での統合宛名サーバーシステムを構築する必要があるとございます。また、中間サーバーへ接続するに当たりましては、地方公共団体を相互に接続しております行政専用のネットワークシステム、いわゆる LGWAN、これに接続が行われますことから、今回新たに LGWAN への接続のためのシステム構築も図ろうとするものでござ

います。以上でございます。

○議長（大西克美 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀議員

今までもこのマイナンバー関連の補正もあったわけですか、これが初めてだったのですか。今後、これでもう最後なのかというか、1月から確実にできる形になるのかどうか、今後また、追加の可能性があるのかということ、確認したいと思います。

○議長（大西克美 議員）

総務課長。

○総務課長（辻村俊孝）

今回は、あくまでも環境整備ということで、これで一定のマイナンバーによる情報システムの連携ができるような環境整備というのは整うことになります。また、一方で、介護保険システム独自の整備も行っておりまして、それぞれ介護保険システムの整備、また、今回行おうとしているものにつきましても、それぞれ国からの補助金もいただくことになりましたもので、一定程度これで環境整備は整うものというふうに考えております。ただ、今後につきましては、当然、システム整備を行いましたことから、それに伴いますランニングコスト等の発生はございますが、改めて整備に伴います追加費用というのは、今後発生しないというふうに認識しております。

○議長（大西克美 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀議員

詳しくはわかりませんが、例えばマイナンバーの使える範囲と言いますか、活用の方法が、割とどんどん広がっていくようなことが言われておりますよね。例えば、顔認証できる、それとか、カードでもいろんなことが言われておりますけども、いろんなこととひっつけていくとね、いろんな情報を。そういうことに関連して、今後、追加でいろんなことが行われるようなことは、今のところは、そういう情報はないということですね。

○議長（大西克美 議員）

総務課長。

○総務課長（辻村俊孝）

あくまでもこのマイナンバーの利用事務って言いますのは、社会保障、それと税と災害対策の三つの分野に事務限定されておると、その中で広域連合自体が取り扱う事務といたしましては、これも法律の中で定められております介護保険事業のみということになっております。ただ、当然私どものほうも源泉徴収票を発行したりしますので、例えば職員からのマイナンバーの聞き取りを行うとか、そういうことは発生しますけども、実際の事務上で発生するのは介護保険事業のみということになります。

○議長（大西克美 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀議員

そうしましたら、このマイナンバーと介護保険の被保険者との関連ですけども、要するに、介護保険証であるとか、申請であるとか、いろんなシーンでどういうふうはこのマイナンバーは使われるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大西克美 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（北川晴英）

はい、実際どうなるのかというふうにお答えすればいいのかと思うのですが、厚生労働省のほうは、総務省のほうと違って、割とまだなかなか情報が来ないという状態ではあるのですが、介護保険に関しては、9月29日付で厚生労働省老健局長の名前で、いわゆるマイナンバーの実施に伴いまして、個人情報追加される申請事務について通知が来ております。要するに今の状態では申請があるものについてつかみなさいということになってますので、ただの申請なのですけども、これは特にですね、資格取得の届出等や被保険者証の交付ですね、それなどと介護保険法の施行規則に根拠をおく申請書類、それについては、施行期日はいずれも28年の1月1日ということになっております。具体的に申せば、高額介護医療合算介護サービス費支給申請書と、この前ちょっと議題になったやつですね。それとか、介護保険負担限度額申請書について



の通知で、もともと様式等が示されているものがあるのですがけれども、厚生労働省のほうから。これらについては、こんなんが9種類あるのですがけれども、これについては、まず、様式を改正して個人番号をつけなさいと、書いてもらうような指示です。

それから、もう一つあるのは、実は様式は定められていないのですが、厚生労働省のほうから、できたらですね、介護保険資格取得の移動とか喪失届とか、被保険者証の交付申請書なんていうのに、うち独自の様式があるのですが、それにもできたら追加されたいという形の連絡が入っています。それで、広域連合としましては、国に従いまして、あくまでも必要最小限というふうに考えておりますが、申請様式の改正を何とか1月1日に間に合わせるようにこれを行って、利用者の方が混乱を招かないようにホームページの掲載だとか、個人通知等、周知を図ってまいりたいと考えております。

まだ、申請の段階ではこれが現状です。

○議長（大西克美 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀議員

要するに、これからは申請をするときに、この番号を書いてくださいという形の申請用紙ができてくるということと、そういうことのお知らせも、いろんな形でされるということがわかりました。この番号を、例えば書きたくないとか、わからないとか、そういう方がもしいらっしやっても、不利益を受けることがないのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（大西克美 議員）

介護保険課長。

○介護保険課長（北川晴英）

はい。不利益という意味ではないのですが、先ほど申しあげました厚労省のほうからですね、いわゆる「これはしなさい」ということについては、うちのほうも書いてくださいということをおっしゃるを得ないのですが、その後のうちの様式については、独自の様式で書いてもらうように言ってくださいということについてはですね、まずは、どうしても書けない方、これはみえると思うのですが、その辺についてはですね、どうしてもということはないということです。

○議長（大西克美 議員）

福沢議員。

○福沢美由紀議員

いろんな、例えば、介護じゃなくて事業者さんの中にね、社員さんの番号をちゃんと書いてもらいなさいということをやられているっていう相談がある中でも、やっぱり、書きたくないとか、書けないとか言う方の事案に対しては、一応、何か回答では書かないものでもきちんと受け付けるし、それによって不利益を受けることはないというQ&Aか何か、私見たことあるのですけれども、介護保険のほうでそういうことが想定されるのかどうかわかりませんが、私はそういうことで不利益を受けるべきではないのではないかなというふうに思いますので、また調べて被保険者さんが困らないようにはしていただきたいし、どうしてもやっぱり介護保険は高齢者の方がお相手ですし、まあ、家族の方がされる方もあるかもしれませんが、そういう意味でのリスクというのはいっぱいあると、なくしたりとかね、そういうこともあると思いますので、そういうことに対する想定、どうするのかとか、そういうことも手だてをさせていただきたいなと思います。以上にします。ありがとうございました。

○議長（大西克美 議員）

よろしいですか。福沢議員の質疑を終わります。

ほかに質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑はございませんか。

○議長（大西 克美 議員）

石田議員。

○石田秀三議員

先ほどの質疑との関連で伺いますけどね、介護保険の対象となるのが高齢者ですので、高齢者にマイナンバーのことをね、説明したって、まあ、わからないというか、混乱するとかね、そういうことになりますので、先日もうちもマイナンバーを送ってきて、留守番をしている年寄りが受け取ったわけですけどもね、これどうするんやと言うので、こんなものはしまっといたらいいということで、早速もうしまっているんですけどもね。これは、この介護保険の今のいろんな手続き等にこの番号を書きなさいとか、持ってきなさいとかいうことになると、また、しまったやつを持ち出さないかんなど、特にうちのよう同居しているところはええけど、お一人でおるところとかね、高齢者だけの世帯とかいうのは、本当にわからないことばかりかなというふうに思います。

それで、具体的に今質疑があったような、ナンバーをその本人に書きなさいというようなシーンが想定されるのかということをおね、大事なことやと思います。特にね、この高齢者を専ら相手にするということですのでね。それと、デイサービスに行くとかいうような、ケアマネジャーとの話をするとか、そういう中での書類にいつもは判を押すだけですけども、そういうことにもナンバーの記載というのがね、義務づけられるのか、あるいは、もう、名前がわかっとなら、ナンバーもね、こちらでわかっとなら、それはなしでもいいですよとかね。その辺の具体的な運用をですね、どういうふうにしていくかというのはね、特に高齢者に対して混乱のないようなことが望ましいと思うのですけどもいかがですか。

○議長（大西克美 議員）  
介護保険課長。

○介護保険課長（北川晴英）

そのように思います。実はですね、厚生労働省から今Q&Aで出るのが、家に在宅の方というより、施設の中にみえる方について委任状、委任契約をすると施設長が代行できるとか、また、長くマイナンバーを持っておられるとケースが流れてきたんですけども、それ以来特に通知がないので、議員のおっしゃってみえるような方については、かなり想定はされます。うちはともかく、ケアマネジャー関係については、じゃあ、できるかどうか非常に難しいということで、介護保険課としても厚労省の見解を待っておるところではあります。ただ、普通のパターンでいきますと、ほとんどの場合は、介護保険の申請とかされますと、ケアマネジャーが普通は近くにおるわけですので、話し合って手続きということになると思うのですが、それで、ケアマネジャーのほうにはそのような情報を与えて、マイナンバーを教えるというのではなくて、こんなふうになっているということは指導とか調査していきたいし、やりたいと思うのですが、今の場合は申請の瞬間だけですので、件数はそんなにない。全体、何万人とおりますけど、件数はないので、うちのほうでも周知徹底していきたいと思っております。

○議長（大西克美 議員）  
石田議員。

○石田秀三議員

要するに、まあ、高齢者の方に、家からそのカードを持ってきて書いてもら

うとか、しまつてあるやつを出してきなさいとか、そういう手間をかけずにやることができるということですかね。

○議長（大西克美 議員）  
介護保険課長。

○介護保険課長（北川晴英）  
先ほど福沢議員にも申し上げた通り、かなり、書けない方が想定されますので、そこら辺は柔軟にやっていきたいと思っております。ただ、話としては、個人周知をもっと徹底していくというほうが今のところの見解になってまいります。

○議長（大西克美 議員）  
よろしいですか。これで石田議員の質疑を終わります。  
ほかに質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

（「質疑なし」の声）

○議長（大西克美 議員）  
質疑なしと認めます。それでは、これより討論に入ります。討論はございませんか。

○議長（大西 克美議員）  
石田議員。

○石田秀三議員  
この議案第19号の補正予算は、マイナンバー関連の予算でもありますし、これまでも私どもは、マイナンバー制度そのものに反対だということで、その関連予算についても賛成できないという態度でいましたので、この後表明をさせていただきますけれども、あわせて今、カードが一斉に各家庭に送られている中で、非常に混乱をしとるということ。これがまた、実際に使用される段になってもっと混乱をするのじゃないかなというふうに思います。こういうことを抜いていってでも、あえてこのマイナンバーを日本中にこれを定着させようとかですね、これを使って行政の事務を進めようということにやはり無理があるし、非常に莫大な予算を使った割には大した効果がないと言いますか、非常に、何のためにやるのかというのがね、世界的にいってもこういう方式っていうのは、

もうやりだしたけどもやめてしまったり、そういうふうな国もあるほどですね、非常に問題のある制度であるところなふうに考えております。実際に運用に入っていく中でですね、いろんな混乱も生じてくると思いますし、また、カードを紛失したとか、落としたとか、あるいは、他人がそれをなりすまして使うようなことが出てくるとかですね、いろんなリスクも考えられるわけですし、それが、現実のものとして、これからいろんな問題が起こってくるということでありますのでね、やはり、この制度そのものが問題であるだけでなしに、この見切り発車のような形でやるということで、さらに問題を大きくしているという点でも、非常に私どもはそれは本来、行政としては、もっと慎重に考えるべきだというふうに思いますが、これ、全国一律の制度の中でやられるということですので、こういうふうに予算計上されるということについてはわかりますけども、その内容について具体的な、いろんなあらわれもこれからあると思いますけども、この制度そのものはやっぱり問題であるということを指摘をさせていただいて、そういう意味でこの一連の予算には賛成できないという態度でございます。以上です。

○議長（大西克美 議員）

ほかに討論がございます方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

○議長（大西克美 議員）

ほかに討論がございませんので、これにて討論を終結いたします。これより採決をいたします。議案第 19 号、平成 27 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

○議長（大西克美 議員）

ありがとうございます。挙手多数でございます。したがって、議案第 19 号、平成 27 年度鈴鹿亀山地区広域連合一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全て終了をいたしました。これをもちまして、本日の会議を閉じ、平成 27 年 12 月鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会を閉会といたします。御苦労様でございました。

午後 16 時 28 分 閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

平成27年12月1日

鈴鹿亀山地区広域連合議会議長 大西 克美

議員（5番） 池上 茂樹

議員（7番） 森 喜代造